



下関市工業用水道引込管 設置補助金制度について

下関市への工場進出、工場の拡充などを
サポートします！

下関市工業用水道の新たな利用者様や、すでにご利用いただいている利用者様が増量するために引込管の工事を行った場合に、**工事費の一部又は全部を補助**します。

【内容】

名称：下関市工業用水道引込管設置補助金

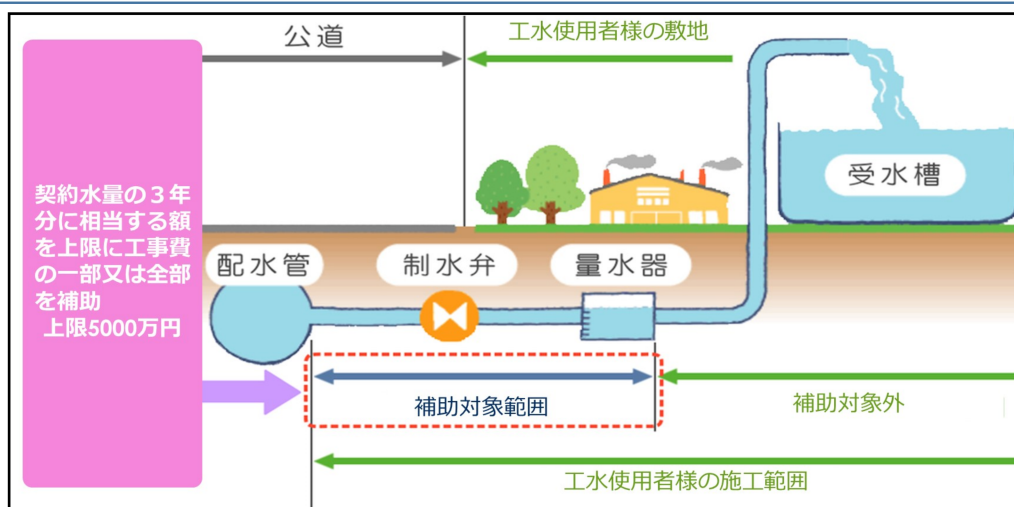
概要：新規又は契約水量を増量するために**引込管工事を行った場合**、補助金を交付するもの

補助額：引込管工事費のうち、新規又は増量にかかる**3年分の工業用水道料金に相当する額**

上限額：**5,000万円/件**

施行日：平成28年4月1日

※給水開始後3年以内に減量、廃止を行った場合は、水量・期間に応じて補助額の全額又は一部について返還していただく場合があります。



詳しくは、下記連絡先にお問合せください。



下関市上下水道局
財務経営課 企画係

〒750-8525 下関市春日町7-32

電話: 083(231)8754 FAX: 083(231)3122

電子メール: sdkeieik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp